

金融取引法の今日的課題(2)

——シンジケート・ローンを組成したアレンジャーの招聘金融機関に対する損害賠償責任について——

久保 壽彦

目次

はじめに

I 事案の概要等

- 1 事案の概要
- 2 Xらの請求

II 本判決の判旨

- 1 判決要旨
- 2 判決理由
 - (1) 債務不履行責任について
 - (2) 不法行為責任について

III 検討

- 1 シ・ローンの枠組みについて
- 2 アレンジャーの参加金融機関に対する法的性質
- 3 アレンジャーの参加金融機関に対する信認義務
- 4 アレンジャーの情報提供義務違反
 - (1) 情報提供義務の要件の検討
 - (2) 要件(i)「参加金融機関に提供すべき情報」について
 - (3) 要件(ii)「入手困難な情報」について
 - (4) 要件(iii)「重要情報」について
- 5 アレンジャーの守秘義務との関係等
- 6 過失相殺について
- 7 おわりに

はじめに

本稿では、近年各金融機関において積極的に取扱われている市場型間接金融、いわゆるシンジケート・ローン（以下「シ・ローン」という）におけるアレンジャーとシ・ローン参加金融機関間の情報提供や守秘義務等に係る信認義務や不法行為責任を巡る争いに関する裁判例を取り上げる。

シ・ローンとは、アレンジャーといわれる金融機関が借入人との間で比較的巨額な融資の取りまとめを引き受け、複数の参加人からなるシンジケート団を組成し、同一の契約書による貸出等の信用供与を行う融資形態をいう。アレンジャーは組成に際し、貸出条件の設定や参加人に対す

る参加勧誘、契約書の作成などを行い、借入人とシンジケート団の間を調整する役割を担う。アレジャーには借り手となる大企業と関係の深い大手銀行になることが多いが、シ・ローンの普及に伴い地域金融機関のほか、証券会社や保険会社等も手掛けるようになってきている。アレジャーに対してはアレンジメントフィーが支払われることが多い。契約調印後は、エージェント（アレジャーが引き続き就任することが多い）が融資枠の管理や貸出の実行、契約条項の履行管理、元利金の支払などの事務を一括して行う。エージェント業務に対しては、エージェントフィーが支払¹⁾われることが多い。

一方で、シ・ローンはアレジャー（ないしエージェント）、複数の参加金融機関、借入人といったように取引当事者が通常の相対の融資取引よりも多数になり、さらに複雑化するのが一般的である。このような取引当事者間のトラブルを避けるために、日本ローン債権市場協会（以下「JSLA」という）は、主に会員金融機関等に対して、「行為規範（平成15年12月）」、「実務指針（平成19年10月）」を公表し、取引当事者におけるベストプラクティス等を提示している。さらに適宜シ・ローンをめぐる最近の動きなどを法律専門雑誌等に投稿し、より適切で安定したシ・ローン組成に資²⁾している。

本稿で取り上げる裁判例は、上記のような取り組みにも関わらず、アレジャーである銀行と取引に参加をした金融機関間における借入人からの情報提供やアレジャーにおける守秘義務等について、その信認義務や不法行為責任に伴う損害賠償責任が争われた事案である。

裁判例

シ・ローンを招聘したアレジャーがその招聘に応じて当該シ・ローンに参加して借受人に対する貸付を実行した貸付人に対して損害賠償責任を負う場合（名古屋高裁平成23年4月14日判決、原判決取消し・請求認容〔上告・上告受理申立て〕）
（金融法務事情1921号22頁以下）

I 事案の概要等

当事者	原告	X1 信金, X2 銀行, X3 銀行（以下「Xら」という場合あり）
	被告	Y 銀行
	借入人	A 社
	借入人代表	D 社長
	主要銀行	M 銀行
	主要取引先	N 社
	Y 銀行融資担当者	P
	受取手形関係者	C 社
	A 社財務調査担当会社	E 社

1 事案の概要

(1) Y銀行は、平成19年6月頃、平成17年頃から取引のある石油販売業であるA社の依頼を受け、同年9月末頃を貸付実行時期とするA社に対するシ・ローン組成の準備を開始した。そして、同年8月下旬から9月上旬にかけてシ・ローンへの参加を招聘したところ、Xらが8月下旬に招聘に応じて本件シ・ローンが組成され、平成19年9月28日、A社に対して、9億円の融資が実行された(内訳は、Y銀行4億円、X1信金2億円、X2信金2億円、X3銀行1億円)。このとき、A社代表取締役Dが連帯保証人となった。(なお、Y銀行は、平成19年2月26日頃、M銀行から平成19年3月末に組成予定のA社に対する「別件シ・ローン」総額30億円への参加の招聘を受けたが、それには参加せず、相対融資または自らをアレンジャー兼エージェントとするシ・ローンに取り組むこととして、本シ・ローンが組成されたという経緯がある。)

なお、Y銀行は、同日、A社からアレンジャーフィーないしエージェントフィーとして3780万円の支払いを受け、そのうちから、本件シ・ローンの参加手数料としてX1信金およびX2信金に各210万円、X3銀行に対して105万円をそれぞれ支払った。

招聘の際、Y銀行は、Xらに対して、A社の平成19年3月期決算書、本件参加案内資料及び本件補足資料を配布するとともに、口頭で、①本件シ・ローンの貸付金の使途がA社の主要取引先であるN社との間で前渡金を利用して月額15億円規模の仕入れ取引を行う場合、A社に月額1800万円、年間2億1600万円の収益メリットがあること、および、②本件シ・ローンにおけるY銀行の貸付金額(参加額)を4億円とするが、Y銀行は既にA社グループに対して合計3億円の当座貸越枠を設定しており、これらの当座貸越枠3億円について、本件シ・ローンの貸付金の一部を返済に充てて、当座貸越枠を閉鎖する予定であることを説明した。

X1信金は、前記の決算書等を分析し、これらについて不明な点を問い合わせるため、A社に対する質問事項を記載した書面をY銀行に送付し、平成19年9月10日、Y銀行から回答を受けた。X1信金は、同月20日、本部稟議を経て、本件シ・ローンに2億円で参加することを決定した。X2信金・X3銀行も同様に各2億円・1億円で参加することを決定した。

(2) 平成19年8月28日ないし29日頃、D社長は、M銀行から、M銀行に開設されたA社の口座に入る売掛金の入金額がA社の提出した資料の金額と合わず、平成19年3月期の決算書において不適切な処理がなされている旨の指摘を受けた。M銀行は、D社長に対し、決算書に関して専門家による財務調査を行う必要があるとして、財務調査を行わなければ平成19年9月末以降の別件シ・ローンの継続ができない旨を告げてこれを行うよう要請し、D社長はこれを承諾した。

(3) 平成19年9月5日、Y銀行担当者Pは、本件シ・ローン手続きのためA社を訪問してD社長と面談した際、D社長から唐突に話しかけられ、次の会話を通じて、M銀行によるA社に対する懸念とこれに対するD社長の否定(以下、まとめて「本件9.5会話」という。)を伝えられた。

D:「M銀行が茶々を入れてきている。」

P:「うちで、シ・ローンをやることを言ったんですか。」

D:「そりゃ、言うわ。今回のシ・ローンの組成は止めるように言われた。」

P:「どうしてですか。」

D:「受取手形のC社に関して、融手ではないかと言ってきている。しかも、決算をごまかして

いるとも言ってきている。」

P：「粉飾決算なんですか。」

D：「そんなもんあるわけないだろう。」

P：「それでは、C社の件はどうですか。」

D：「何にも問題がないに決まっている。」

P：「御社に対しては、招聘行も含め、各行独自で財務分析及び審査を行っています。もし、社長が言われる通り、問題ないのであれば、それでいいんじゃないですか。」

D：「それもそうやなあ。一体、Mは何を考えているのかなあ。」

(4) D社長は、平成19年9月10日、別件シ・ローンの各貸付人に対して、A社の平成19年3月期決算において一部不適切な処理が記載されている可能性があるため、E社に決算書の精査を依頼する予定である旨記載した「貸付人各位」とする書面（以下「本件書面」という）を送付した。

(5) 平成19年9月21日午前10時15分頃、Pは、本件シ・ローンの契約書への調印手続きのためA社の社長室を訪れたが、X3銀行の担当者I（以下「I」という。）ら2名も、遅くとも同日午前10時45分までに、D社長の連帯保証意思を確認するためA社の社長室を訪れた。その際、Pは社長室の応接セットのソファに座り書類の確認作業をしていたが、D社長の指示で社長机に移動し、IらがD社長と面談していた20～30分間、Pは社長机に座ったままであり、席を立つことはなかった。その後、X1信金担当者G（以下「G」という）ら2名は、遅くとも同日午前11時20分頃までに、D社長の連帯保証の意思確認、普通預金口座の作成及び出資加入手続のため、A社の社長室を訪れ、D社長と面談した。PはGらの訪問から10分経たないうちに、Pは、社長室を退室し、帰社した。

X2信金の担当者であったH（以下「H」という）ら2名は、平成19年9月26日、D社長の連帯保証意思の確認及びA社の出資加入手続のため、A社を訪問し、D社長と面談した。

(6) E社は、平成19年9月20日から同年10月29日にかけてA社の財務調査を行った。その結果、実在しない売掛金や前渡金が計上されていることをはじめとする種々の要因により、平成19年3月期決算書の数値（純資産の金額に影響を与えるもの）が実態数値よりも約40億円上回っており、A社が粉飾決算をしていたことが明らかとなった。同決算書には、平成19年3月末現在、合計8億7985万円の前渡金が存在するとしてその内訳の記載があるが、財務調査の結果、これらの前渡金のうち約7億300万円については実在しないことが確認され、同決算書において3億円存在するとされたN社に対する前渡金も存在しなかった。A社は、少なくとも平成17年3月以降、粉飾決算を行っていた。

(7) 平成19年9月28日、本件貸付金9億円のうち、①3780万円は、Y銀行のアレンジャーファイア等としてA社からY銀行に支払われ、②2億円は、A社のB社の口座に入金され、その後、B社からY銀行への借入金（当座貸越）返済に充てられ、③1億円は、A社からY銀行に対し借入金（当座貸越）返済として支払われ、④5億5000万円は、A社からN社に対して支払われ、N社に対する買掛金債務の弁済に充てられた。上記④は、A社が遅くとも平成19年9月20日までに仕入れた石油の代金債務（買掛金債務）の弁済に充てられたものであり、仕入れ前の石油の代金として支払われたものではなかった。

(8) A社は、平成19年10月19日、石油の主要仕入れ先であるN社から、同月17日をもって取

引を解除する旨の通知を受けたほか、M銀行から同月31日に別件シ・ローンについて期限の利益喪失通知を受けた。その後、A社は平成20年3月28日に名古屋地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立て、同年4月11日、同手続開始決定を受けた。

(9) Xらは、Y銀行に対し、アレンジャーとして適正な情報をXら参加金融機関に提供すべき義務を怠った等の債務不履行ないし不法行為があったと主張して、回収不能となった融資金につき損害賠償の請求を行った。

原審は(名古屋地判平成22年3月26日金法1921号43頁)は、アレンジャーの参加金融機関の「適正な情報に基づき参加の可否の意思決定をする法的利益」を故意・過失により侵害したといえる場合には不法行為責任を負うことがあり得るという一般論を述べた上で、本件においてはそうした事情は認められないとしてXらの請求を棄却したため、これを不服としてXらが控訴した。

なお、原審・本判決を通じて、D社長とY銀行担当者Pとの「本件9.5会話」の事実、および本件シ・ローンの契約書一式への調印手続きの日であった平成19年9月21日に、「本件書面」をPに見せたか否かが争点となり、原審は否定したが、本判決はこれらを認定した上で、原審を覆し、Xらの請求を認容した。(上告・上告受理申立)

紛争の経緯 (まとめ)

平成19年3月	M銀行ら 別件シ・ローンの組成(合計30億円)、実行 A社 決算書の記載漏れ
6月	Y銀行 本件シ・ローン準備開始
8月28日ないし29日頃	M銀行はA社D社長に対し、決算書における不適切処理につき指摘。D社長はシ・ロン契約維持のため、財務調査を承諾
8月下旬から9月上旬	Y銀行からXらに対しシ・ローンへの参加招聘
9月5日	Y銀行担当者PとD社長との「本件9.5会話」
9月10日	A社は、「本件書面」を作成し、別件シ・ローン参加金融機関に送付
9月20日	XらはY銀行に対し、本件シ・ローンに参加する旨の意思表示 E社による財務調査開始
9月21日	D社長が、Y銀行担当者Pに「本件書面」を見せる(争いあり) Xら・Y銀行とA社が、本件シ・ローンの調印手続(一部9月26日)
9月28日	本件シ・ローンの実行(Y銀行4億円、X1信金2億円、X2信金2億円、 X3銀行1億円、合計9億円)
10月19日	主要仕入先N社がA社に対し、取引解除
10月29日	財務調査会社E社によるA社の財務調査完了
10月31日	M銀行はA社に対し、別件シ・ローンの期限の利益の喪失を通知
平成20年3月28日	A社が民事再生手続開始の申立て
4月11日	民事再生手続開始決定

2 Xらの請求

本件は、Xらが、Yに対し、主位的に、債務不履行による回収不能額の損害賠償を、予備的に、不法行為による回収不能額の損害賠償を請求した事案である。

Xらは、Yの情報提供義務違反の内容として、以下の4点を主張した。

ア A社による受取手形の融通手形としての利用およびその計上漏れに関する情報

イ 決算書に不適切処理の可能性があるため決算書の精査を依頼することになった旨のD社長作成の「本件書面」およびM銀行が決算書の不適切処理の疑念を有していることに関する情報。

ウ A社による融通手形の利用および粉飾決算についてのM銀行からの疑い（「本件9.5会話」）に関する情報。

エ 本件シ・ローンによる融資金がA社ではなくその関連会社B社に対する既存貸付の回収に充てられることに関する情報。

II 本判決の判旨

1. 判決要旨

シ・ローンを招聘したアレンジャー（Y銀行）は、その担当者（P）において、借入人（A社）の決算書に不適切処理がある旨の疑念をメインバンク（M銀行）が有していることを知りながら、これを招聘した金融機関（Xら）に開示しないまま、また、その担当者（P）と借入人の代表者（D社長）との会話（「本件9.5会話」）およびその内容についても、これを貸付人（Xら）に開示しないまま、当該シ・ローンを実施した場合には、アレンジャーとしての情報提供義務に違反した不法行為に基づき、その招聘に応じて当該シ・ローンに参加して借入人（A社）に対する貸付を実行した貸付人（Xら）に対して損害賠償責任を負う。

2. 判決理由

(1) 債務不履行責任について

原審は、YのXらに対するアレンジャーとしての契約上の信認義務ないし情報提供義務を否定した。その理由は、「アレンジャーは、シ・ローンの組成段階において、借入人との間で主要な融資条件に従ってシ・ローンに参加する金融機関を勧誘することの授權を得て、金融機関に対する招聘を行う主体であるが、借入人との間で委任契約ないし準委任契約を締結しているものと解され…、招聘の相手方となる各金融機関との間に契約関係は存しない」以上、「Yは、そもそもシ・ローンに参加する金融機関の利益の確保に努める主体ではない上、招聘を受けた金融機関であるXらは、自己の権限と責任において融資の可否を判断すべきものであり、融資の可否の判断に関しYに一方的に依存する関係にはないから本件シ・ローンにおいて、Xらが主張するような一般的・抽象的な信認義務をアレンジャーたるYに課すべき法的根拠はない」という。

本判決では、本件シ・ローンの概要に照らしても、「アレンジャーのYは、本件シ・ローンに参加する金融機関に参加を働きかける（招聘する）ものの、参加金融機関との間に契約その他の

何らかの法的関係を合意することはなく、そのような証拠もないことから、Y銀行がXらに対し契約上の債務としての情報提供義務を負うとは認められない」とし、結論としては原審及び本判決ともに債務不履行責任を認めなかった。

(2) 不法行為責任について

Y銀行の債務不履行責任が否定されたとしても、「アレンジャーは、一般に参加金融機関に対する招聘活動の中で、慣習上、借受人の財務状況等について記載したインフォメーション・メモランダム（以下「インフォ・メモ」という）及び契約条件を記載したシートを参加金融機関に交付し、その記載事項について参加金融機関からの質問に答えることとされ、反対に、参加金融機関は、アレンジャーに上記の質問をすることはできるが、借受人に対して直接質問することはできないとされ、現に本件ではそれに沿った取扱いがされている…。アレンジャーであるY銀行は、参加金融機関にとって取得することが困難でありながら、参加するかどうかを決定する上では重要な情報を、借受人との従前からの金融取引等によって了知・取得していることもある。…アレンジャーは、信義則上、上記のような重要情報を参加金融機関に提供すべき義務があるというべきであり、アレンジャーがこれを故意に怠った場合、あるいは故意に匹敵するような重大な過失により参加金融機関の判断を誤らせた場合には、アレンジャーは、信義則上参加金融機関に対して当該情報を提供すべき義務に反し、不法行為責任を負うことがある」。

① 前記I. 2の情報提供義務違反のうちA（A社による受取手形の融通手形としての利用およびその計上漏れに関する情報）について

「Y銀行は、A社が取引先からの受取手形を割引に使用していたことの一部は知っていた。しかし、上記の一部だけでは、参加金融機関が参加するかどうかを決するのに不可欠な重要な情報とまでは言えない。また、割引に使用されたのと同種受取手形の有無、規模は、Y銀行にとって不明であるし、そのことを知らなかったことに、重大な過失があるとはいえない。したがって、Y銀行がその点の情報提供をXらにしなかったことにつき、情報義務違反があったとは言えない」。受取手形について「決算書に計上漏れがあることを、Y銀行が、現実を知っていたとまでの事実は認められないし、これを予測しなかったことに重大な過失があることを窺わせる証拠はない。したがって、Y銀行がそれらの情報をXらに提供しなくても、義務違反とはならない」。

② 同イ（決算書に不適切処理の可能性があるため決算書の精査を依頼することになった旨のD社長作成の本件書面およびM銀行が決算書の不適切処理の疑念を有していることに関する情報）について

「Pは、A社…決算書に不適切処理がある旨の疑念をメインバンクのM銀行が有していること、及びD社長作成の書面の存在と記載内容とをM銀行から指摘されたところ、それらは、参加金融機関にとっては本件シ・ローンに参加するかどうかを判断する上で極めて重要である。しかも、Xらは、それを知らされていない上、公開情報としてこれを取得する可能性もないから、この情報を知ったPは事柄の重要性から、Y銀行として、Xらの参加金融機関にこれを開示すべきであり、…Xらに上記の情報を検討する機会を付与すべきであった…。Pは、情報の重要性を知っているながら上記の情報をXらに開示しないまま、本件シ・ローンを実施したのであるから、Y銀行にはアレンジャーとしての情報提供義務違反があったというべきである」。

③ 同ウ（A社による融通手形の利用および粉飾決算についてのM銀行からの疑い（「本件9.5会話」）

に関する情報) について

Pの「安易な誤った判断に基づき、「本件9.5会話」があったことやその内容をXらに開示しなかったのは、Y銀行において、M銀行の言うとおりの事実があってこれを知っていたにもかかわらずこれを伝えなかったこと（故意があるといえる場合）とほとんど変わらないのであり（故意があったことに匹敵する重過失があるということができ）、Y銀行がアレンジャーとしての情報提供義務に違反したというべきである」。

④ 同エ（本件シ・ローンによる融資金がA社ではなくその関連会社B社に対する既存貸付の回収に充てられることに関する情報）について

Y銀行の「情報提供の仕方は、不正確ではあるが、重要な情報に関してある程度の開示がされ、他方でそれ以上の重要情報は入手が困難であったということができるところからすると、全体として情報提供義務違反があるとまではいえない」。

Ⅲ 検 討

平成23年度に我が国で組成されたシ・ローン実績（全国銀行実績）は、次表の通り、1307件、約14兆7700億円1652件、約22兆475億円余りとされ、本件のような地域金融機関がシ・ローンのアレンジャーに就任する事案も各年逡増傾向をたどっているとのことである³⁾。このような環境下において、本件は、アレンジャーの情報提供義務違反が問われた我が国初の裁判例であり、さらに、シ・ローンを組成するアレンジャーの責任が認められたとして、金融実務家等の間で大変な関心を呼んでいる事案でもある。

なお、このようなトラブルが発生したことは遺憾の極みであるが、本判決の事実認定が適切であり、オール・オア・ナッシングの結論を導かねばならないとの前提に立てば、判旨は止むを得ないのではないと思われるが、金融実務の観点からすると和解や過失相殺的な検討も可能ではなかったかと思われるが、そのための貸付前後の情報が本判決の内容には不足している。

本稿においては、金融実務の観点から本判決を傍観し、指摘を行いたいと考える。本判決について多くの評釈等がなされているが、本判決の判旨を肯定しているものが多い。中でも以下の4編は、金融実務家の観点から、多くの実務上の課題を指摘している。

①日比野俊介「アレンジメント業務の実務的観点からの検討」⁴⁾

②浅田隆＝本多知則「異例なアレンジャー業務の事例判決」⁵⁾

③松田和之「(実務研究会報告)シ・ローンにおけるアレンジャーの情報提供責任」⁶⁾

④吉谷 晋「アレンジャーに係る裁判例から守秘義務を考える」⁷⁾

これらの論稿が共通して述べている点としては、通常のシ・ローン実務と比較した場合の本件の異例性である。筆者もその点に関して異論はないところである。本判決を実務的観点から検討するにあたっては、上記の評釈の中から、多くの実務家に対して報告をされた松田論文を参考として、筆者の意見を取りまとめたいと考える。

1 シ・ローンの枠組みについて

シ・ローンは、複数の金融機関が協調して同一の借入人に対して融資を行う手法の一つである。一般に、各貸付人間で融資条件の統一が図られ、融資の実行から回収に至るまで貸付人間側の協調的な行動が予定されているが、各貸付人が直接の契約当事者となって借入人との間で金銭消費貸借契約証書を締結し、融資に係る権利義務も借入人と各貸付人との間で個別に発生するものとして構成される⁸⁾。

シ・ローンの取引規模は、表のとおりであり、全国銀行120行の貸出残高の約9.1%を構成し、逐年増加傾向にある。また、近年、非公開企業における組成件数の増加が顕著な傾向として指摘できる。本事案もこの範疇に属する。

表 平成24年3月末 シ・ローン実績

(単位：件、億円)

	件数	平成23年度貸出実績	貸出残高
上場・公開企業	503	76,757	200,956
非公開企業	804	70,965	189,472
合計	1,307	147,722 (103,822)	390,428 (369,112)

() 内は、平成23年3月末実績、平成24年3月末 全国銀行貸出残高 4,260,882億円
注. 全国銀行協会貸出債権市場取引動向より筆者作成

シ・ローンに関しては、JSLA⁹⁾が作成した「ローン・シンジケーション取引における行為規範」(以下「行為規範」という)と「ローン・シンジケーション取引に係る取引参加者の実務指針」(以下「実務指針」という)が公表され、シ・ローン関係者の実務上の指針となっている。

シ・ローン契約は、借入人、エージェント(貸付人)及び参加金融機関(貸付人)間で1通の契約書により締結される。JSLAが公表しているタームローン契約書(以下「JSLA契約書」)があり、それによれば、エージェントを含む各貸付人と借入人との間に金銭消費貸借契約が成立する。各参加金融機関の金銭消費貸借契約は独立しており(JSLA契約書2条)、個別の契約書の束と解されている。

アレンジャーとは、借入人からの依頼(準委任契約・委任契約)に基づきシ・ローンへの参加金融機関の募集・割当て・調整、その他シ・ローン契約書の作成・調整、シ・ローン実行までの事務を行う者をいう。アレンジャーと組成前の参加金融機関との関係については、契約書はなく、何らの契約もないとする見解が多数であり(原審、本判決も同様の解釈)、他方、アレンジャーの法的地位については、仲立人という見解もあるが、一般的には、その実態が参加金融機関と借入人との間の消費貸借契約の媒介を行っている¹⁰⁾と解釈され、行為規範等においても仲立という考え方は採用されていない¹¹⁾。本稿では、アレンジャーを多数説に従って媒介と捉え、以下の検討を行うこととする。

2 アレンジャーの参加金融機関に対する法的性質

アレンジャーは、媒介という性質から相手方当事者に対しても公平にその利益を図る義務を負うこととなる。本件では、借入人から開示を受けた情報のうち借入人に不利な情報を参加金融機関に伝えない、参加金融機関からの情報開示要請を取り次がない等の偏波的行為を許さないとい

うことになるのであろう。さらに情報開示の局面においては、「行為規範」¹²⁾のいうように、参加金融機関に開示される情報の範囲は、借入人が一義的に決定するものであり、アレンジャーは借入人の意向に沿って提供された情報を伝達するだけの役割を担っていると考えればよいのではないかと思われる。この点について、アレンジャーが積極的に自ら保有する情報の提供を行うこと、または借入人に対して情報開示を積極的に促すことを求めるものではないとする有力な見解もある¹³⁾。本判決において、Xらは、D社長が本件シ・ローン¹⁴⁾を中止した方がよいのではないかとの意見を述べ、本件シ・ローン実行に向けて手続きを進めるかどうかの判断をY銀行Pに委ねたとするが、Y銀行はこれを争っている。D社長がPに「本件書面」を交付した趣旨に参加金融機関への開示が明示的に含まれるのであれば、Y銀行はアレンジャーの法的義務として当該情報を参加金融機関に対して開示すべきであったといえる。反対に、参加金融機関への開示を前提としないのであれば、不開示の責任は借入人が負うべきであるということになる¹⁴⁾。通常の実務では、提供された情報の開示について「明示的」とみなされるかどうかの判断は難しく、もう一つのステップとして情報開示について借入人に「確認と承諾」といった実務が伴うはずである。仮に、「明示的」とみなすためには、より一層の親密取引が必要であろう。メイン銀行ではなかったY銀行のいち担当者がそのような理解をすることができるとは思えない。

3 アレンジャーの参加金融機関に対する信認義務

シ・ローンの招聘を受けるのが金融機関という金融取引の専門家であること、インフォ・メモ¹⁵⁾における免責規定¹⁶⁾に示される内容から判断しても、シ・ローンに参加するか否かは参加金融機関が自己の責任において決定すべきであることは言うまでもない。金融機関が自己の判断によらず第三者のそれを尊重し、融資判断を行うことはあってはならないことである。借入人からの情報が融資判断に不足するのであれば更なる開示を求めるべきであり、それが借入人の判断で適わないのであればシ・ローンに参加しなければよいのである。この点は、あくまでも金融機関の自己判断であり、仮に参加した場合のリスクは参加金融機関が負うことになるのは言うまでもない¹⁷⁾。また、不適切な決算処理に伴う情報をアレンジャーがえて、アレンジャーであれば明らかに気づくべき内容であるにも関わらずそれを気づかず、そのまま正確な情報として参加金融機関に開示した場合の除き、その責任は借入人自身にある。一般的な場合、アレンジャーと参加金融機関の間には信認義務が発生しないのが原則であると解すべきである。また、信認義務が認められるためには、参加金融機関がアレンジャーに依存し、アレンジャーが自己の利益よりも参加金融機関の利益を優先してくれるとの期待を持つことが合理的であるといえることが必要であるとされる¹⁸⁾。もっとも、将来的には、同じアレンジャー・参加金融機関間で複数のシ・ローンを組成することもあり得、その際には何らかの信頼関係が醸成されていると思われる。その際には、本件とは異なる判断が示される可能性はあるだろうが、原審および本判決に限っては、上記事情からアレンジャーの信認義務を認めないのは、妥当ではないかとする見解もある¹⁹⁾。

なお、原審の評釈において、やはりアレンジャーと参加金融機関には上記事情にも勝る「信頼・信用関係」があり、信認義務を認めるべきであるとする見解もあるが、一考に値する²⁰⁾。本判決は、地域金融機関（地方銀行）がアレンジャーとなった事案である。「アレンジャーとなった地銀などが参加金融機関として声をかけるのは『自行と同業態か下位業態の金融機関になる』（地

銀関係者)』という指摘がある。²¹⁾この指摘は、アレンジャーよりも下位業態の金融機関は参加意思の表明において、上位業態の金融機関が取り組むのであればといういわゆる安心感、具体的には、上位業態の金融機関が招聘し、さらに行内の審査手続を終えているという安心感も一つの判断要素に含まれているとすれば、上位金融機関（アレンジャーである上位金融機関）に対する信認があったといえるのではないか。つまるところ、大手金融機関がアレンジャーになる場合と地域金融機関がアレンジャーになる場合における信認義務の範囲は異なるのではないか、この点は信認義務が醸成される事例やその範囲をどのように解釈するか、またそれに伴う実務運用をどのように構築するか、今後の大きな課題であろう。

また、インフォ・メモにおいて、あらかじめこの信認義務等アレンジャーの法的義務を極小化するために記載された免責規定の有効性も問題となり得るが、参加金融機関が融資における専門家であることから原則として有効であると解されている。²²⁾本判決は当該免責規定について、アレンジャーが虚偽の重要情報を故意にインフォ・メモに記載することや、インフォ・メモに記載されている重要な内容が虚偽である場合においてそれを認識しながら是正することなくシ・ローン²³⁾を成立させたときには免責されないとする。実務的には、参加金融機関も金融のプロであるとの認識から、大きな違和感なく受け止められており、筆者も異論はないところである。

4 アレンジャーの情報提供義務違反

(1) 情報提供義務の要件の検討

実務上、アレンジャーは「実務指針」を遵守し、組成前および組成開始後も重大なネガティブ情報²⁴⁾があるか否かをチェックして、仮にその情報が存在するも借入人が開示に応じない場合等は受任しないまたは辞任するという対応が一般的にとられていると思われる。本判決も、アレンジャーが情報提供義務違反となる場合の要件につき「結論的には、JSLAの基準に近いが、実質的にはこれと変わらないといえることができる」としていることから、本来であれば、また「実務指針」の各項目が取扱金融機関において徹底されておれば、本件のような問題は生じないはずである。

もっとも、「行為規範等」における要件と本判決の判旨の要件とでは、「実務指針」では、インフォ・メモに重大な虚偽記載がある場合を除き、あくまでアレンジャーから借入人に対して情報提供を促す責任、いわゆる受動責任としているのに対して、本判決ではアレンジャーの参加金融機関²⁵⁾に対する情報提供責任に根本的な違いがあることから、一度その検討を行ないたい。

本判決では情報提供義務の要件として、参加金融機関に対する情報提供を故意に怠った場合、あるいは故意に匹敵するような重大な過失により参加金融機関の判断を誤らせた場合（例えば、情報自体は知っていながら、それが参加金融機関に伝えるべき重要情報に当たらないと誤って判断するような場合）を前提に以下の3点を挙げ、「実務指針」²⁶⁾から、本判決と対応する要件を挙げるとすると、以下の3点となる。²⁷⁾

要件(i)「参加金融機関に提供すべき情報」について

(本判決)

アレンジャーが借入人との従前からの金融取引等によって了知・取得している情報が存在すること

（実務指針）

アレンジャーが知っていながら参加金融機関に伝達していない情報が存在すること
要件(ii)「入手困難な情報」について

（本判決）

その情報が非公開情報であり、アレンジャーに対して質問する以外には取得方法がないこと

（実務指針）

その情報が借入人より開示されない限り、参加金融機関が入手しえないものであること

要件(iii)「重要情報」について

（本判決）

その情報は、参加金融機関がシ・ローンに参加するかどうかを決定する上では重要な情報であること

（実務指針）

その情報は、参加金融機関のローン・シンジケーションへの参加の意思決定のために重大な情報（重大なネガティブ情報）であること

(2) 要件(i)「参加金融機関に提供すべき情報」について

参加金融機関に提供すべき情報は、アレンジャー業務の法的性質が、参加金融機関との関係では媒介的側面を有することから、あくまでシ・ローンの組成の過程で借入人から開示を受けた情報を対象とすべきであろう。また、そうでなければ、アレンジャーが自らの努力で入手した情報を参加金融機関に開示することが前提となり、金融機関の自己責任原則に抵触する問題にもなり得る。なお、この点に関して、アレンジャーが他の取引等に関して取得した情報を有する場合でも積極的に開示すべき義務を負うと考えるべきではないとする見解が有力である。これに対して、本判決は、「借受人との従前からの金融取引等によって了知・取得している」情報一般を前提としており、情報開示の範囲としては拡大しすぎているのではないかと思われる。²⁸⁾なお、「実務指針」³⁰⁾では、本判決よりも狭義に捉えている。

(3) 要件(ii)「入手困難な情報」について

入手困難な情報については、「実務指針」では、「参加金融機関が入手し得ない」情報であり、本判決においては「参加金融機関にとって取得することが困難」な情報とし、情報収集の方法として、本判決は、非公開情報については、アレンジャーに質問すること以外には取得方法がないとするが、本判決のこの情報の範囲・認識が実務とは乖離していると思われる。繰り返しになるが、参加金融機関においてもこれらの情報は自ら収集するのが原則であり、情報収集の方法として、個別に聴取することも否定されていないし、場合によっては、バンクミーティング等をアレンジャーに働きかけ、³¹⁾情報を入手することもできる。また、仮にアレンジャーに質問する以外に方法がないとしても参加金融機関は融資の専門家としてアレンジャーに対する質問・照会により情報収集すべきであるといえ、アレンジャーもその要求に対して媒介を行うのが通常である。どのような場合であっても、あくまでも参加金融機関の自己責任という原則は覆ることないと考えられる。本件においても、Xらは書面でY銀行を通じてA社に質問し、その回答を得ている。

もつとも、本判決で事実認定につき争われている「本件書面」の存在およびその記載内容については、それが事実であると認定された場合には、借入人またはアレンジャーより積極的に開示されない限り参加金融機関が入手することが困難な情報であるとみなすことになるのであろう。

(4) 要件(iii)「重要情報」について

原審では、重要情報につき、アレンジャーは調査義務を負わないことを明示したが、本判決では、アレンジャーの重過失の範囲内で調査義務を負うと考えている。そうなるとアレンジャーは、シ・ローン組成過程とは無関係に自らの努力で入手した情報さえも調査・確認することにもなりかねない。やはり、参加金融機関がシ・ローンへの参加意思決定に際してアレンジャーに依存して自ら判断をしないというモラルハザードを招きかねないという問題は残るとする。アレンジャーはあくまでも媒介であるとする、本判決のような解釈は、より一歩その責任を付加させることになり、金融実務の混乱につながるのではないと思われる。アレンジャーは、媒介であることと、参加金融機関の自己責任という観点から、アレンジャーは借入人の情報の真実性・正確性について調査・確認義務を負わないと考えるべきである。この義務を本判決のように拡大して解釈するとアレンジャーがシ・ローン組成以前に自身の努力で収集した重要情報についても調査・確認する必要が生じ、さらに参加金融機関は自らが何等努力もせず重要情報を入手できるとすると、上述したようにアレンジャーの媒介たる性質が変わることになる。具体的には、参加金融機関との間で何らかの契約関係を生じさせざるをえないという問題が生じてこよう。そうするとJSLAの「行為指針等」の見直し、契約書ひな形の改正等の作業が必要となってくるだろう。

一方で、本判決は、情報提供義務の対象となる情報は、参加金融機関がシ・ローンの参加を決定するために重要であり、自ら知ることが困難な情報であればよく、その内容を疑念の段階にとどまるものであっても対象となり得るとする。

この点について、当初実務的にもメインバンクがアレンジャーである場合、アレンジャーが借入人の決算等に何らかの疑念を有すれば情報提供義務を有することになるのか、またメインバンクであれば、仮に優良企業であっても複数の疑念を有するのが通常であるので、本判決における「疑念情報」の解釈の仕方が問題となる。

この点について、本判決が、「疑念の段階に止まる」と述べている趣旨は、不確かな情報であっても開示せよ、というのではなく、粉飾決算についてメイン銀行が、「疑念を提起した」という情報であっても、それ自体が重要な情報であれば開示すべき、とっているに過ぎない。粉飾決算についてメイン銀行が疑念を抱いているという事実についての情報は、本判決の認定によれば、A社の代表者自身が本件書面を見せながら語った情報につき、正確であり、かつ、確実な情報である。「疑念の段階に止まるもの」という表現は、情報それ自体の正確さ、確実さに向けられたものではなく、「疑念」の存在自体が重要な情報である場合にはそれも開示の対象となるということ述べたものと解すべきである。本判決の基準によったとしても、アレンジャーが様々な情報を総合的に検討した結果、粉飾決算があったのではないかと疑問を抱いているものの、確信がなくまだ確認が必要であると考えている、といった状態では、仮にアレンジャーがメインバンクであつとしても、情報提供義務の対象とはならないとする見解が提示されているが、筆者も異論のないところである。

5 アレンジャーの守秘義務との関係等

原審は、アレンジャーの守秘義務を重視し、それを理由に情報提供義務の対象範囲を限定的に捉えている。一方で、本判決は、「アレンジャーが金融取引のある借入人に関して知っていて、第三者に守秘義務を負うような情報であっても、招聘する金融機関が参加するかどうかを決定するのに必要な情報については、守秘義務がなく、反対にこれを提供すべき義務があるとする。さらに、借入人は、アレンジャーだけではなく他の参加金融機関から融資を得るための審査を受ける立場にあり、参加金融機関に対しネガティブ情報等を秘匿することが本来許されないから、アレンジャーたる金融機関の守秘義務を理由に、借入人が参加金融機関にネガティブ情報を秘匿できるという結果と等しくなることは不合理であり、借入人も、シ・ローンの組成を依頼する際に、アレンジャーによる参加金融機関への情報提供は黙示的あるいは慣習上容認しているというべきだからである」と判断し、アレンジャーと参加金融機関との情報格差に着目し、情報提供義務の対象を広くとらえている。³⁴⁾

金融機関の守秘義務については、特定の状況下では守秘義務を負わないとする判例も発出されており、本件においても一定の参考とすることができる。これらからもアレンジャーが、守秘義務を負っているからといって、参加金融機関に対する情報提供義務が当然に制限されるわけではなく、「行為規範」および「実務指針」においても、守秘義務を負っている情報であっても重要なネガティブ情報については開示する義務を負うことを前提としている。³⁵⁾

借入人は適正な審査を受けるべくアレンジャーおよび参加金融機関に対し、ネガティブ情報等であってもそれを開示しないことは許されるものではない。借入人が自ら参加金融機関に対して情報提供すべき義務がある事項に関して、アレンジャーにこれを開示したような場合には、借入人としては、アレンジャーによる参加金融機関への情報提供を当然にまたは黙示的に容認しているともいえ、そこに守秘義務が生じることはないと思われる。シ・ローン組成前にアレンジャーから参加金融機関に交付されるマニフェスト・レターには、組成に必要な情報を開示することがある旨記載もされている。³⁶⁾

もっともアレンジャー自身、組成後短期間に借入人からの貸付金回収が困難となることが見込まれるような内容の情報を入手すれば、シ・ローンの組成を延期または見合わせるだろう。アレンジャーが従前の借入人との取引に関連して入手した重大なネガティブ情報（借入人の信用に関する情報等）については、それがアレンジャー自身が融資を断念するような情報であれば、参加金融機関にとっても参加の許否の影響を及ぼすことが明らかであろうから、それを参加金融機関に提供し、断念させる必要がある。アレンジャーとなる金融機関は本判決のようなトラブルを生じさせることを極小化するために、通常はアレンジャーは、借入人との間で、シ・ローン組成のために必要な情報を、参加金融機関に開示できることについて、あらかじめ承諾を得、マニフェスト・レターで確認しておく必要があるのではないだろうか。そして、これをベストプラクティスとするのではなく、新たな実務として構成すればよいのではないかと思われる。

また、借入人は、シ・ローン契約においては、契約締結日および貸付実行日において、報告書等が会計基準に照らして正確適法に作成されていることや、決算終了後も事業や財政状態を低下させ契約の義務履行に重大な影響を与える可能性のある変更は発生していないことなどを表明保証していることから（「JSLA タームローン契約書16条」）、契約前に、それに反するような事態が生

じているのであれば、自ら参加金融機関に対し情報提供すべきであり、このような情報については、アレンジャーが開示しても守秘義務違反に問われ³⁷⁾ないと思われる。

6 過失相殺について

本判決は、Xらの各融資額から参加手数料、すでに支払われた利息および民事再生手続きの配当金を控除した金額を損害として認定している。仮に、Yに情報提供義務があり損害との間で因果関係があったとしても、参加金融機関が融資の専門家であることも踏まえると過失相殺も検討される余地はあったと思われる³⁸⁾。本件の詳細な事実関係不明だが、粉飾決算については些細な糸口から発覚することも見受けられることから、参加金融機関について全く過失がないとすることについては再考の余地があると思われる。つまり、参加金融機関も平成19年3月期決算などを分析した上で参加意思決定をしており、本件はいわば参加金融機関の財務分析能力の限界を提示しているとも考えられなくはない。

7 おわりに

シ・ローンには、バブル崩壊以後、①与信リスクの分散、②新たな収益源(手数料)の確保、③優良新規取引先の獲得、④比較的多額の融資額、⑤複数行が同時の企業審査を実施し貸出すことからくる倒産リスクの低減などのメリットを得るべく、大手金融機関を中心に専門部署を組織し、さらに人員を投入するなど積極的に取組まれてきたところ、最近では地域金融機関も同様のメリットから、取り組みを進めている。このように、シ・ローンには、多くの金融機関が係るため、無用なトラブルを事前に排除するために、任意団体としてJSLAが設立され、「行為指針」や「実務指針」などの公表や研究・研修がおこなわれてきた。本件はそのような環境下で起こった事件であり、金融実務家や法律家間においても驚きをもって受け止められてきた。しかし、判旨の理解を進めるにつけ、多くの評釈において異例の事件として評価される場合が多くなってきた⁴⁰⁾。もっとも、最高裁でどのような判断がなされるかによって、今後の実務が大きく左右される場面もあるが、「行為指針」等が左右されるというよりも、むしろ各金融機関内における取扱いマニュアルや実務運用面に影響がでることが想定されるが、本事案の反省を踏まえ、金融検査マニュアルのように地域金融機関用の「行為指針」等をJSLAが作成し、各金融機関がそれを踏まえたマニュアル作成や実務研修を行う、さらに多くの金融機関ではシ・ローンなど市場性資金を取扱う部署を設けているが、その体制の一層の強化や仮にそのような部署を設けていない金融機関であればその設置等も一つの方向性ではないかと思われる。

もっとも、本事案は金融機関の自己責任原則について多くの課題を提起している。当然ながら、金融機関毎に自己責任原則の捉え方やその範囲に対する考え方、ひいては貸付基準や取扱マニュアルも異なるだろう。シ・ローンへの取組みであってもそれは変わらない。そのような中で実務上の共通認識を得るべくJSLA「行為規範」や「実務指針」が用意され、重要な位置を占めているが、これらの指針には法的な拘束力はない。本事案によって、各金融機関が自己責任原則の範囲をより拡大することが考えられる。換言すれば、それだけ慎重にシ・ローンに取組むことになるだろう。それが、適切なシ・ローンの発展・拡大に資することに繋がればよいが、逆にその責任を全うする結果、組成手続きの長期化を招くようなことがあれば、シ・ローンを発展・拡大す

るといった観点からすると本意ではないということになる。先にも述べたが、シ・ローンは各金融機関の貸出しにおいて主要な位置を占め、益々重要性を増している。本事案がその阻害要因になることがないよう各金融機関の今後の積極的な取組に期待したい。

次に、本件の争点とは別に、Y銀行やXらには株主等によって経営責任を追及されるおそれがあるという点を指摘したい。Y銀行は、最高裁においても高裁と同様Y銀行が敗訴するとすれば、①「行為指針等」に基づき作成されているはずの金融機関内のマニュアルの不遵守（仮に、マニュアルが作成されていない場合であっても同様）、②金融検査マニュアルに紹介されている検査指摘事項事例集H17（I. v. 2. (4)シンジケートローンの取組）「シ・ローンに係る審査管理について、明確な審査基準がないことに加え、債務者の実態把握が不十分なことなどから、短期間で実質破綻先になっている事例。[地方銀行]」などの指摘を実務運用に取り入れていない点などが、重大な内部統制違反として指摘される可能性があるだろう。仮にY銀行が勝訴したとしても、A社は石油卸売業であり、多くの手形を扱っていることは衆目の一致するところであり、A社の取引先との間の融通手形に関する疑義を通常の審査手続でチェックできなかったこと、メイン銀行であるM銀行の動向を審査に反映させなかった可能性があること、また、粉飾を発見できず、融資後、短期間のうちに経営破綻に至ることが予測できなかったこと等、財務審査能力の欠如や行内コンプライアンス問題に直ちに直面するだろう。この点については、Xらも同様である。どちらにせよ、Y銀行・Xら金融機関は、本事案によって失った信頼を取り戻すことは容易ではない。

追記：本稿脱稿後、最高裁第三小法廷判決に接した（平成24年11月27日）。判旨はアレンジャーの責任を認めるというもので本稿の内容と相異はないものであった。判旨の詳細な内容については、後日の検討としたい。

注

- 1) 大垣尚志「金融と法」（有斐閣、2010年）377頁。
- 2) 例えば、村本修「シ・ローンの取引形態と諸課題へのJSLAの取組み」金法1948号6頁。
- 3) 「シ・ローンのアレンジャー責任を広げた高裁判決が投げかける波紋」金融財政事情平成23年6月6日号41頁では、平成22年に、地域金融機関がアレンジャーに就任した実績は、108件、約3221億円とする。
- 4) 日比野俊介「アレンジメント業務の実務的観点からの検討」銀法732号20頁。
- 5) 浅田隆＝本多知則「異例なアレンジャー業務の事例判決」⁵金法1921号67頁、森下・前掲注16・10頁。
- 6) 松田和之「(実務研究会報告) シ・ローンにおけるアレンジャーの情報提供責任」金法1925号67頁（注16に記載）。
- 7) 吉谷晋「アレンジャーに係る裁判例から守秘義務を考える」金法1931号1頁。
- 8) 前掲注3・40頁。
- 9) JSLAは、銀行等の全国組織、大手銀行・地方銀行・証券会社・弁護士事務所等、82法人が加盟し、加入のメリットとして、①ローン債券市場参加者間の交流、②プライマリー・ローン債権市場における標準的取引手法の利用、③ローン・トレーディング市場における標準的取引手法の利用を挙げている。もっとも、本件対象金融機関は加盟していない。
- 10) なお、金融庁の金融検査マニュアルにおける「顧客保護管理態勢の確認検査用チェックリスト」において、シ・ローンのアレンジャー業務における情報提供態勢の整備を徹底するよう求めており、ア

- レンジャーと参加金融機関との関係も金融機関と顧客との関係として捉えられている。
- 11) 江頭憲治郎『商取引法 (第5版)』・219頁 (弘文堂, 2009年)。
 - 12) 4頁以下。
 - 13) 森下哲朗「シンジケートローンにおけるアレンドラジャー, エージェントの責任」上智法学論集51巻2号21頁及び60頁。御厨景子「シンジケートローンの基本的仕組みと法的问题点」銀法695号12頁。また, JSLA「ローンセカンダリー市場における情報開示に関する行為規範」4頁以下。
 - 14) 前掲注6・66頁。
 - 15) 借入人に関する情報および融資の基本条件を記載した資料をいい, これを他の金融機関に配布してシ・ローンへの参加を招聘する。
 - 16) インフィ・メモに挿入されている場合が多い。一般的内容としては, ①借入人に関する情報は, 借入人から提供された情報に基づくこと, ②情報の正確性について, アレンドラジャーは独自の調査を行っていないこと, ④受領者が各自情報の真正さを確認する必要があること, ④追加の事情変更や環境の変化についてアレンドラジャーとして情報提供義務を負担しないこと, とされ, 参加金融機関も金融のプロであることから, 原則有効と考えられている (佐藤正謙監修『シンジケートローンの実務 (改訂版)』40頁金融財政事情研究会, 2007年)。
 - 17) 清原健・三橋有紀子「シンジケート・ローンにおけるアレンドラジャーおよびエージェントの地位と責務」金法1708号9頁, 十市崇・幸丸雄紀「シンジケート・ローンにおける情報提供義務」ファイナンスコンプライアンス2010年12月号85頁。
 - 18) 佐藤正謙ほか (座談会)「アレンドラジャーの情報提供義務と今後の実務への影響一名古屋高裁シ・ローン判決を契機として」金法1925号44頁 (森下哲朗発言)。
 - 19) 前掲注17・45頁 (森下発言) も, 同様の趣旨である。
 - 20) 近江幸治「シ・ローンのアレンドラジャーが損害賠償を負わないとされた事例 (一部省略)」判例評論630号173頁。
 - 21) 前掲注3・41頁。
 - 22) 前掲注15・40頁。
 - 23) 前掲注6・67頁。
 - 24) 「実務指針5頁脚注6」によれば, 参加金融機関のローン・シンジケーションへの参加の意思決定のために重大な情報を意味し, 個々の取引に応じて判断される。
 - 25) この検証についてはすでに以下の論考で行われている。①小塚莊一郎「アレンドラジャーの責任に関する理論とあてはめと政策論」金法1925号29頁, ②前掲注6・67頁~71頁, 本稿は実務的な観点からの検証を行うべく, ②を参考とし, また引用も行った。
 - 26) 5頁。
 - 27) 実務指針ではこれに加え, その他, インフォ・メモに重大な虚偽記載がある場合に, アレンドラジャーが重大な虚偽記載があることを知りながらそれを参加金融機関に告げずに参加金融機関に配布した場合にも, 不法行為責任が問題になり得るとする。
 - 28) 前掲注16・10頁, 森下哲朗「シ・ローンにおけるアレンドラジャーの責任」銀法21732号10頁~11頁。
 - 29) これに対して原審では「アレンドラジャーが当該情報を入手した経緯」を判断要素としてシ・ローンと関係のない取引において知り得た情報であるか検討されており, こちらのほうが妥当であると思われる。
 - 30) 6頁「②アレンドラジャーのベスト・プラクティス」。
 - 31) 本件においても, Xらは日時は異なるが, D社長に直接面談を行っている。
 - 32) 前掲注6・69頁。
 - 33) 森下前掲注27・11頁, 前掲注17・48頁 (森下発言)。
 - 34) 本判決の「黙示的又は慣習上容認している」との認定判断については, 異論が多い。浅田ほか・前掲注5・67頁, 松田・前掲注6・70頁, 森下・前掲注27・10頁。
 - 35) 最高裁平成19.12.11判決 (民集61巻9号3364頁, 金法1828号46頁), 最高裁平成20.11.25判決 (民

集62巻10号2507頁）等。

- 36) 前掲注17・49頁（大西発言），日比野・注4・20頁。
- 37) 行動規範および実務指針においては，参加金融機関の知らない重要情報の存在が判明した場合，借入人に対して参加金融機関への開示を促し，借入人から開示してもらうか，応じないならアレンジャーとしての契約を終了させるといった対応を考えるべきだとされている。
- 38) 過失相殺を検討すべきであったとする評釈は多い。例えば，浅田ほか・前掲注5・67頁，小塚・前掲注1131頁，前掲注17・59頁（佐藤・大西・村本・森下各発言），高部真規子「アレンジャーのシンジケート・ローン参加金融機関に対する情報提供義務」金法1934号101頁など。
- 39) 借入人のメリットとしては，①調達コストの低減，②借入手続きの簡素化，③信用力の確保等が挙げることができる。
- 40) 浅田ほか・前掲注5・64頁，前掲注6・72頁。